

マイナンバー制度導入に伴うマイナンバーの提供のお願い

平成28年1月から、社会保障や税の分野でマイナンバー（個人番号）の利用が始まりました。これに伴い、児童手当及び児童医療費助成を新たに申請される際には申請者、配偶者等のマイナンバーを提供していただく必要があります。（お子様が区外にお住いの場合は、お子様のマイナンバーも後日、必要となります。）

また、提供の際には、マイナンバーを単にお知らせいただくだけでなく、番号の確認及び身元の確認が必要となります。

なお、番号確認書類等の提示、提出が困難であると認められる場合等は、「行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則」第3条に基づき、地方公共団体情報システム機構が保存する本人確認情報、又は住民基本台帳に記録されているマイナンバー、及び個人識別事項を子育て支援課職員が確認いたします。

申請書と一緒に、次の書類をご用意ください。

<p>1 子育て支援課の窓口で申請する場合</p> <p>申請者と配偶者のA「番号確認書類」及びBまたはC「身元確認書類」の<u>現物をお持ちください</u>。 ※代理人（同一世帯以外の配偶者含む）による届出の場合は、委任状と代理人の身元確認書類も必要です。</p>
<p>2 上記以外（郵送・特別出張所等）で申請する場合</p> <p>申請者と配偶者のA「番号確認書類」及びBまたはC「身元確認書類」の<u>コピーを申請書に添付してください</u>。 内容確認後、適切に廃棄いたします。</p> <p>特別出張所にご提出いただく際は封入・封緘のうえご提出ください。</p>

◆マイナンバー記載の公的書類

<p>A 番号確認書類（以下から1つ）</p> <p><input type="checkbox"/> マイナンバーカード（両面コピー※）</p> <p><input type="checkbox"/> 通知カード</p> <p><input type="checkbox"/> マイナンバー記載の住民票の写し等</p>	<p>※左表Aのうち、マイナンバーカードを選択された場合は、下記の身元確認書類は不要です。</p> <p>ただし、子育て支援課の窓口以外で申請する場合は、マイナンバーカードは両面のコピーが必要です。</p>
---	---

◆身元確認書類（以下からBの場合には1点、Cの場合には2点）

<p>B 写真付身分証明書（以下から1つ）</p> <p><input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳等 <input type="checkbox"/> 官公署発行の写真付身分証明書</p>
<p>C 写真なし身分証明書（以下から2つ）</p> <p><input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証</p> <p>※コピーをご提出いただく際は被保険者等記号・番号にマスキングを施してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 年金手帳、児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書</p> <p><input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し（謄本若しくは抄本も可）、住民票の写し、住民票記載事項証明書、母子健康手帳</p> <p><input type="checkbox"/> 国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書又は納税証明書、源泉徴収票、支払通知書等</p>